

議案第79号

全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い別紙のとおり全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により議決を求める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。